

中城村農業用水対策施設設置補助金のお知らせ

中城村では、農業生産性の向上を図る目的で農業用水の確保のための施設を設置した個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象施設

対象施設は、打ち込み井戸、掘井戸、ボーリング井戸とする。

交付要件

- (1) 施設の設置をする農地は、所有権又は利用権を有していること。
ただし、借地の場合は土地所有者の承諾を得ること。
- (2) 受益農地面積を、10 アール（約 300 坪）以上有していること。
- (3) 対象地は農振農用区域内であること。
ただし、原則として、既存のかんがい施設の受益地区は対象外とする。
- (4) 補助金の交付を受ける者は、村内に住所を有すること。
- (5) 村税等に滞納がないこと。

補助率

施設設置経費の50%以内とし、補助金限度額を10万円とする。

※補助金の申請受付期間は、令和4年12月28日（木）までとし、申請経費に対する補助金額が予算を上回った場合には、受付期間中でも締め切るものとします。